

EPAの基礎知識



5分で分かる！

EPAってよく聞くけど、
結局のところ自社にとってどんなメリットがあるのかよく分からぬ…
EPAの対応をしてと言われて困っている…
そんな皆さまの疑問を解決するためにお役立てください！



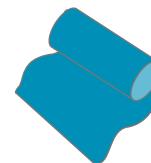
関税 特恵さん
(EPAガイド)

海外のマーケットで日本製の織維製品を販売するにあたって、中国や東南アジア等の海外企業との競争が激しく、品質がよいても、もう少し価格面で勝負に出ないと同じ商談に乗ることができないんです。価格面でもう少し勝負するために良い方法はないでしょうか…？ そんな都合の良い方法ある訳ないか…

実は、ありますよ！「EPA」を利用してことで、輸入時の関税を減免できる可能性があります！



営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)



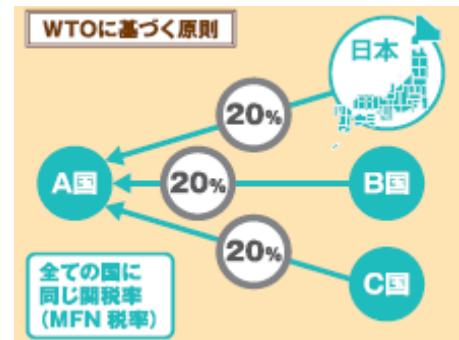
ポリエステル織布

1. EPAとは？

EPAとは、特定の国や地域同士が、貿易・投資・人の移動などの幅広い経済関係の強化を目的として結ぶ、「経済連携協定（Economic Partnership Agreement）」です。

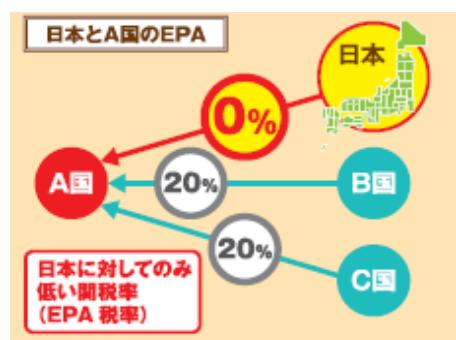
関税とは？

- 輸入品に課せられる税金のこと、輸入国税関が税率を設定
- その国が守りたい産業に対してより高い関税をかけることで、自国の産業を守る役割がある
(例：日本ではお米の関税が高く設定されている)
- WTO加盟国間では、どこの国から輸入されたものであっても、同率の税率を課すことが原則となっている



EPAの効果

- EPAを結んでいる国からの輸入に対しては、特別に低い税率を設定している
→EPAを利用することで、関税を下げることができる ※
→締約国間の貿易が促進され、経済関係の強化という目的が達成される
※ただし、全ての品物に対して安い税率が設定されているわけではないため、対象かどうかの確認が必要



「EPA」を「FTA」と表現されるときもあります。輸入時の関税を減免するという点では同義とお考えくださいね。



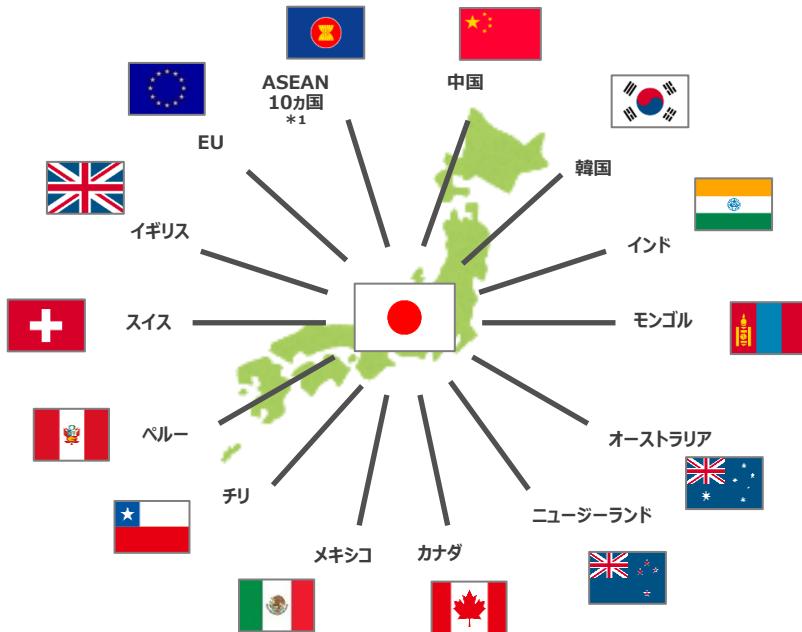
出典：経済産業省「入門ガイド 貿易のコスト削減～トクするFTA活用法～EPAのメリットについて」を基に加工して作成
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8338629/www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/pamphlet201304_japanese.pdf)



関税 特恵さん
(EPAガイド)

現在、以下の国々への輸出において、EPAを利用できる可能性があります。
輸出先の国はありますか？？

【繊維製品について、EPAを利用できる国（2023年2月時点）】



※いずれの国も、すべての品目の関税が減免されるわけではなく、一部減免の対象外の品目もあるので、まずは自分の輸出する品物がEPAを適用してメリットがあるかどうかを調べる必要があります。

*1 ASEAN10カ国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール*2、タイ、ベトナム

*2 シンガポールはEPAを使わずとも、既に輸入関税がほぼすべての品目において無税（一部有税品あり）



直近は、メガEPAと呼ばれる経済規模の大きい「CPTPP (TPP11)」「日EU」「RCEP」協定が発効されました。

これらによって、日本からEPA締約国への輸出金額の割合は、なんと約80%（2020年度）にも上ることになるんです！

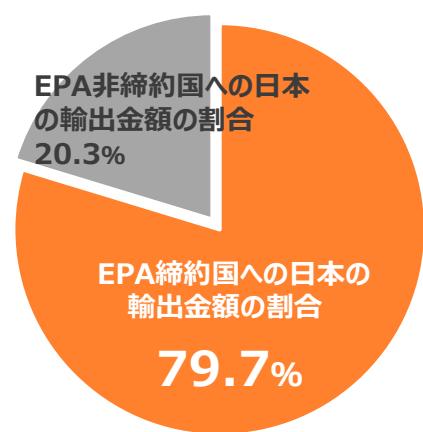
EPAを利用することは、いわばグローバルビジネスにおける常識にもなりつつあると言えます。

なるほど。「CPTPP (TPP11)」「日EU」「RCEP」って、ニュースで聞いたことがあります、これらはすべてEPAのことだったんですね。



利用した場合の具体的な効果について、まずは次のページの記事をご覧ください！

営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)



※1. 財務省貿易統計（2021年）国別総額表をもとにTKTCにて作成

※2. 輸出額には、EPA適用対象外の輸出產品も含む

※3. 重複する加盟国は、最初に締約した協定のみに、当該国の輸出額を含めて算出

※4. 日米貿易協定については、自動車・自動車部品は継続協議中。但し上記数字には自動車・自動車部品も含む

織維業界の例

EPAは、海外勢と戦うための必須道具！！



織維 昇さん
(ABC商事 アジア営業部)

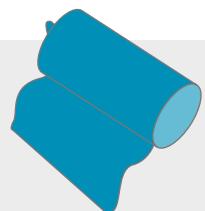
ポリエステル織布を国内の合成織維メーカーから購入し、海外へ販売するABC商事株式会社では、ベトナム向けに販売するポリエステル織布について、EPAを利用してしています。

韓国やタイ、インドネシアなどの海外のメーカーが競合相手になるのですが、彼らも同様にEPAを利用して、輸入者が関税の減免を受け、輸入コストを抑えることができるように対応しているため、EPAの利用は、マーケットの土俵に上がるためには必須なのです。

その他、原材料である織布を日本から輸出し、ベトナムで裁断・縫製し再度輸入する際に、ベトナムでの生産に日本における原材料の織布工程も考慮することでEPAを利用しています。

輸出品

製品	： ポリエステル織布	HSコード	： 5407.52.00
輸出先	： ベトナム	協定	： 日アセアン協定
FOB価格	： 500万円/出荷		



関税削減額効果

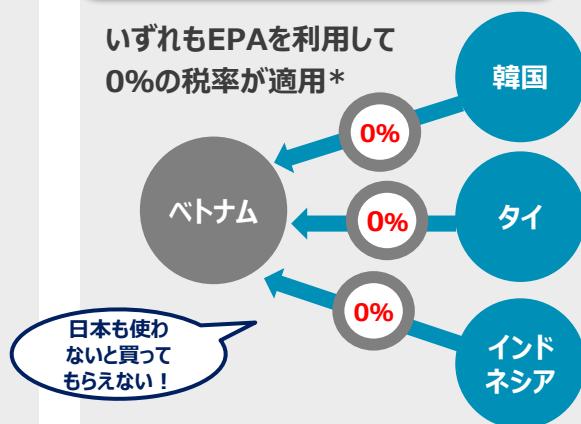
もともとの関税率
支払うべき関税額
： 12.0%
： 60万円

<日本から輸出時>
日アセアン協定を利用
支払うべき関税
： 0%
： 0円

日ベトナム協定を利用
支払うべき関税
： 0%
： 0円

競合国から輸出した場合の税率

いずれもEPAを利用して
0%の税率が適用*



*Rules of origin facilitatorにて検索の結果（2022.12.13）



※上記データは、東京共同会事務所・東京共同トレードコンプライアンスが実施たヒアリングにもとづき、一般的な数値を算定したものです

2. EPA活用のメリット

ええ！すごいですね。EPAを利用することで、EU企業に対抗できる競争力を高められるかもしれないですね！それに、サプライチェーンを遡って、仕入先にも効果が出るんですね。



営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)



関税 特恵さん
(EPAガイド)

そうなんですね。実質的な恩恵を受ける輸入者だけでなく、サプライチェーンに関わる全ての企業に何らかのメリットをもたらすのが、EPAの凄いところなんです。他にも例えば、以下のような効果が期待できますよ！

※以下の例は、輸入関税を輸入者が負担する契約形態の場合を前提として解説

グループ間取引で利益率UP

- グループ会社間の海外現地法人向けに、定期的に日本から輸出をしている場合、輸入国における関税の支払額が削減できれば、グループ全体の利益増加に貢献することができます！

輸入者のコスト削減⇒利益UP



輸入者への価格交渉の材料に！

特に高関税率が課される产品については、EPAを利用することで、顧客との交渉材料に使うことも考えられます！

- EPAによる関税削減効果を、輸入者との価格交渉の材料として活用
- 輸入者からの値引き要求への代案として提案
- 輸入者が受けた削減額の還元



生産者・サプライヤーへの間接的な恩恵

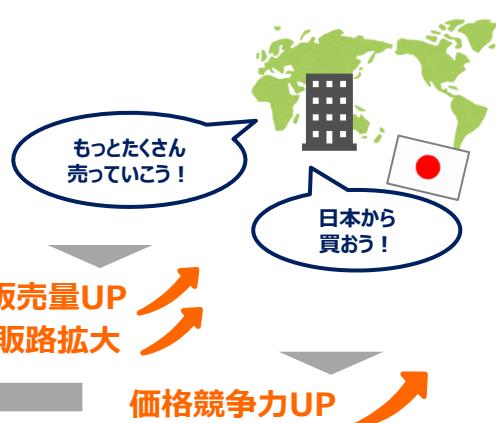
輸出品の直接の輸出者のみならず、生産のみを行っているものづくり企業や、その部品のサプライヤーにまで以下の効果が期待できます！

- 販売量の増加に伴う受注量増
- 供給部品・材料の発注増

EPA対応の依頼に協力



生産者・サプライヤーも
HAPPY !



3. EPAを利用しないことのデメリット

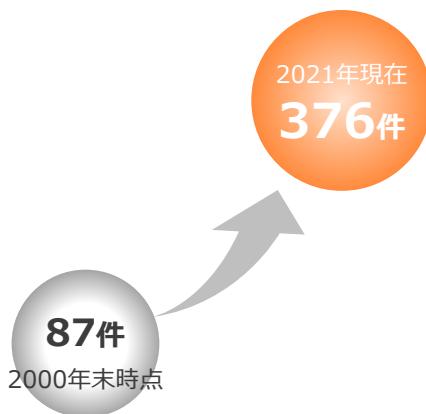


関税 特恵さん
(EPAガイド)

日本が締結するEPAは、現在20協定あります（2022年5月時点）。世界を見渡すと、約370*1もの協定が存在し、EPAの活用が、貿易取引において必須になってきていると言えます。

日本だけがEPAを使わない場合、価格競争力の低下、供給量の減少、サプライチェーンを遡っての受注数減少というマイナスの結果に繋がる可能性もあります。

世界の発効済EPA等の推移



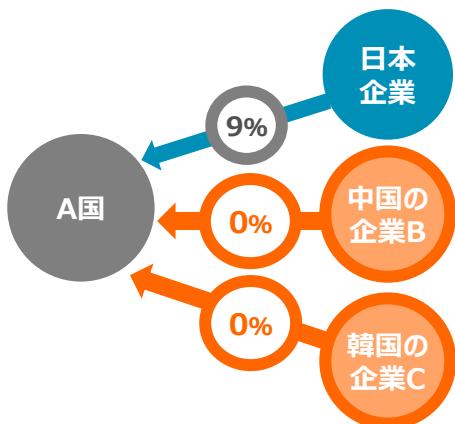
出典 JETRO「世界のFTAデータベース」より、自由貿易協定、
関税同盟、特恵貿易協定を含む条件にて件数カウント
<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist.html>

日本、中国、韓国、EUのEPA締結状況

輸出先 輸出国	アセアン*1	オセアニア	EU	中南米
日本	●	●	●	●
中国	●	●	中国EU 包括的投資協定 原則合意 21年1月	●
韓国	●	●	●	●
EU	●			●

*1 加盟国の中でも1か国でも輸出先とEPAを締結している場合締結済と記載

競合国でもEPA締結が進んでいる



日本だけEPAを使わないでいたら…

A国の輸入者にとって、

- ✓ 日本の商品は割高
- ✓ 中国・韓国の商品の方が割安

中国・韓国からの商品購入 =
日本産商品の受注数減
サプライチェーン全体への影響大

なるほど…メリットもあるし、反対に使わないことのデメリットがあるなら、これは使ってみたいけど、具体的になにをしたらいいのですか？



営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)

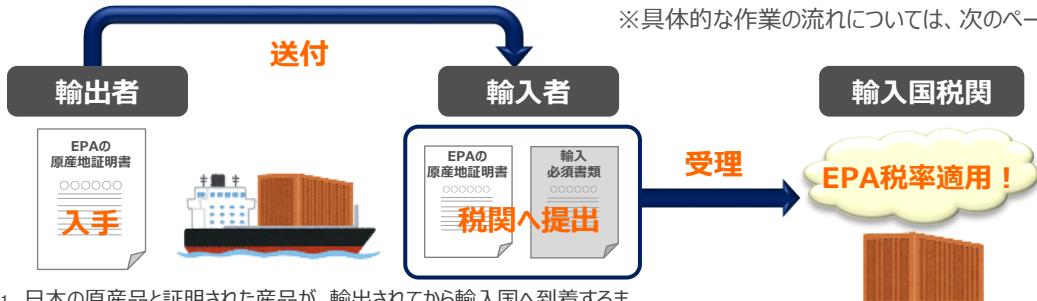
4. EPAを利用するには？



EPAを利用するには、通常の通関手続きに加えて、輸入通関の度に輸入国税関に対して「原産地証明書」を提出する必要があります。

*1 “積送基準^{＊1}”を満たしていることが前提です。 *2 原産地証明書の有効期限は原則1年間です。

関税特恵さん
(EPAガイド)



*1 日本の原産品と証明された产品が、輸出されてから輸入国へ到着するまでに原産性を喪失しないために、原則として、直送されなければなりません。

原産地証明書とは？

- 產品の原產國を證明する書類
- 「原產地証明書」と呼ばれる書類は3種類ある

EPAにはこれが必要

原產地
證明書

①EPAの原産地証明書（特定原産地証明書/特定原産品申告書）

EPA協定が使える国に提出することで、関税を下げる役割がある原産地証明書

原產地
證明書

②非特恵の原產地證明書

輸入国の法律・規則に基づく要請、契約や信用状で指定がある場合等に提出するもので、関税を下げる役割はない原産地証明書

原產地
證明書

③一般特恵関税の原產地證明書（Form A）

開発途上国の経済発展の促進を目的として合意された制度を利用する際の原産地証明書

※日本は開発途上国ではないので、日本の原産品には適用されない

EPAの原産地証明書はどうやって取得する？

- まずは、品物が日本の原産品であることを証明
 - ・「原産品である」と判断するための基準は、協定と品物によって異なります
 - ・協定で定める基準を満たすことの確認が必要です
- 品物が日本の原産品であることの立証ができたら、協定で定める制度に従って原産地証明書を取得または作成
 - ・原則として、輸出者が取得します
 - ・取得方法は、利用協定によって異なりますが、主に以下の2パターンがあります

パターン	取得方法	協定で定める制度	制度の概要
①	日本商工会議所で発給してもらう	第三者証明制度	“第三者”として認定された日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度
②	自社で作成	自己証明制度	日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度

～EPA利用までの基本的な流れ～

フェーズ（1）

EPA利用メリットの確認

利用協定において、対象品がEPA利用のメリットがあるかどうかの確認を行い、必要に応じて社内の申請手続きを実施します。

メリットあり

輸出者

メリットなし

フェーズ（2）

日本の原産品であることの確認・立証

自社が日本で生産し、輸出する產品について、日本の原産品であるかどうかの立証を行い、必要な根拠書類を作成・用意します。

第三者証明制度の場合

日本商工会議所の判定

日本商工会議所に「判定依頼」を行い、承認を得ます。

承認

自己証明制度の場合

原産品

非原産品

フェーズ（3）

第一種特定原産地証明書の入手

日本商工会議所に「発給申請」を行います。利用する協定の内容に従って準備をします。

EPA活用！

無事に原産地証明書を入手/作成できたら…

輸入者へ原産地証明書を送付

輸入者が輸入申告時に原産地証明書を輸入国税関に提出します。

*日インドネシア協定は、2023年6月より、輸出国の発給当局から輸入国税関にCOの電子データを送付するCOのデータ交換に切り替わりました。これにより、輸出者は日商に電子発給申請をして承認を受けるだけで足り、これまで必要とされていた窓口での紙原本の受取や輸入者への紙原本の郵送が不要になります。

とりあえず、「原産地証明書」っていうのを取得して、輸入者に送ればいいんですね！
でも、これを入手するのが色々大変なんじゃないですか…？？

あまり面倒なことだと、できるか不安だなあ。。



営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)

そういうと思って、先ほどの事例の会社に、利用するまでにかかった時間や苦労した点などをインタビューしてきましたよ！



関税 特恵さん
(EPAガイド)

教えて！EPA業務の現場

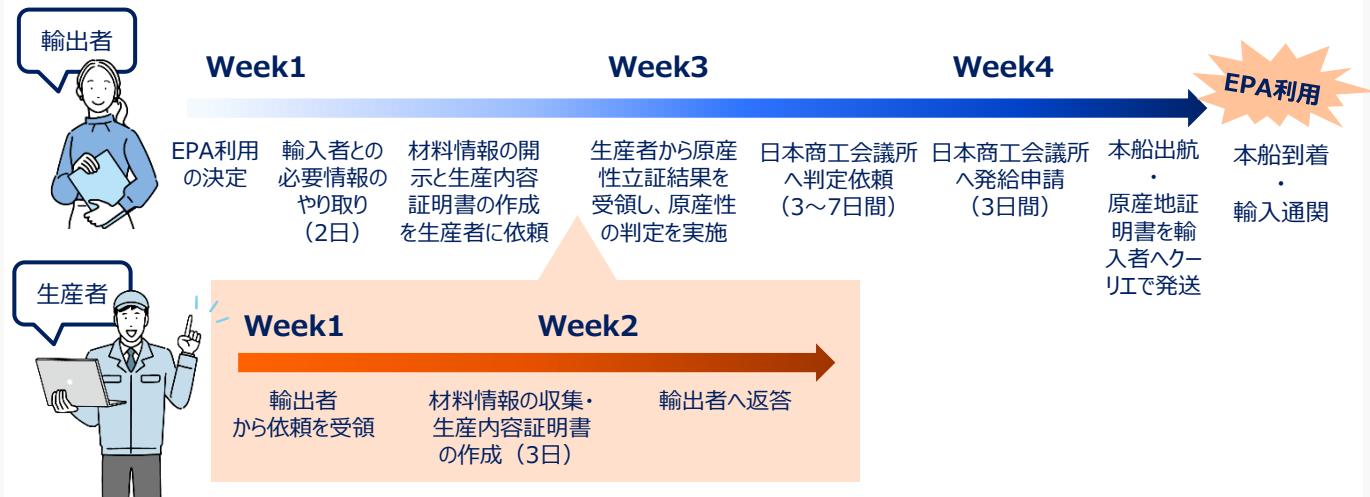
Q1. 新製品の場合、現在、EPAを利用するまでにどのくらいの時間がかかりますか？



紙類 昇さん
(ABC商事 アジア営業部)

実質およそ1ヶ月です。以下のようなスケジュール感です。
原産地証明の作業は、生産者ができる場合には生産者にお願いしていますが、生産者側で対応が難しいケースも多く、その場合には当社で必要情報を収集し、判定しています。
当社で判定する場合の対応事項とスケジュール感は概ね下記の形になります。
初めは慣れない業務でもっと時間がかかるっていましたが、今はスムーズに対応できるので、このくらいですね！

輸出者・生産者の役割分担と作業スケジュール



Q2. 最初はどのような点に苦労しましたか？



織維製品は、完成するまでの各工程を複数の会社に跨って実施することが多く、原産性を立証するための情報を収集するために、どの会社に何を依頼すれば良いのかを整理することに苦労しました。特に、協力を依頼される仕入先の方々も、いろいろなパターンで依頼されることがあるようで、原産地証明の手続きをご負担に思われているようでした。EPAを利用するメリットと、弊社から依頼するフォーマットを丁寧にご説明することでご協力いただけるようになりました。

必要情報の収集について

輸出者

- 材料情報
- 材料のHSコードの分類
- 生産内容証明書



生産者1
紡糸工程

生産者2
製織工程

生産者3
染色工程



- 材料の開示
- 生産内容証明書の作成

5. EPAを利用する際の注意事項



関税 特恵さん
(EPAガイド)

EPAを利用することで、大きなメリットがある一方で、ルールに従って運用していない場合には罰則などもあるので注意してください！

- 国内法令^{*1*2}による罰則
■輸入国税関からの
✓他の原産地証明の検認
✓以後の審査の厳格化
■輸入者からの損害賠償請求
■消費者が持つ信用・ブランド力の毀損等
が生じる可能性あり

輸出者

- 輸入国税関から
✓免除されていた関税差額
✓延滞税
✓罰金
を課される可能性あり

輸入者

*1 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律
(第三者証明制度)

*2 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
(自己証明制度)

違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の申請者	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下

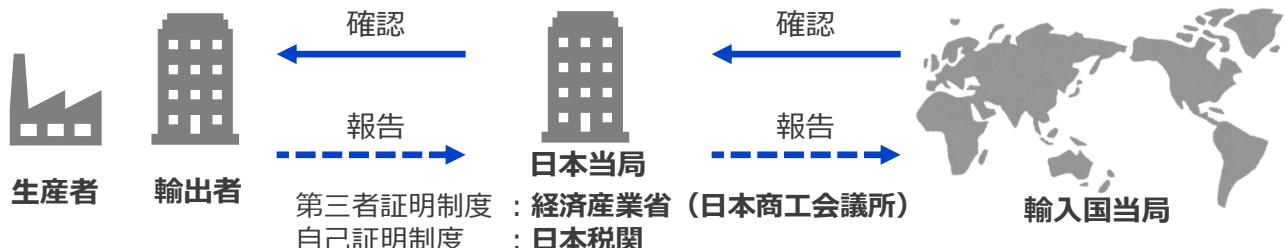
違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者	第11条	50万円以下
虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者（日オーストラリア協定のみ）	第11条	50万円以下

当局による調査の代表的なものとして、全ての協定で採用されている「事後確認（検認）」があります。事後確認では、輸入国当局が、EPAを適用した产品に対して、輸出者・生産者に対して原産性の根拠の確認を求めることができます。

事後確認には、輸入国当局と事業者との間に日本の当局が介在する「間接検認」と、事業者自らが輸入国当局と直接やり取りをしなければならない「直接検認」があります。

いつ検認があっても期限内に適切に回答できるようにするために、EPAを利用するにあたっては、ルールに従って運用していることが確認できる根拠資料を事前に整えておくことが必要です。

間接検認



直接検認



6. 業界別 EPA運用マニュアルのご紹介

よし、いろいろ乗り越える壁はありそうだけど、まずはトライしてみよう！



営業 太郎さん
(XYZ商事 海外営業部)

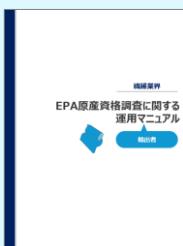


関税 特恵さん
(EPAガイド)

実際に作業をする時は、このマニュアルに沿って進めてみてください！具体的な作業手順に沿って、やるべき作業や用語の解説をしています。商流によって2種類の冊子に分かれているので、自社の立場に合うものを選んでくださいね。

▶マニュアルの種類（マニュアルの画像をクリックすると、マニュアル掲載ページに遷移します）

輸出者編



生産者編



▶マニュアルの構成

手続の流れ

フェーズ1
EPA利用の確認

フェーズ2
原産品であることの確認

フェーズ3
証明書の用意

EPA利用

各フェーズ
実施主体

輸出者

商流により異なる

輸出者

輸入者

▶繊維業界における主な商流パターン

(輸出者)
輸出商社

R : 依頼
A : 回答

(生産者)
繊維メーカー

各冊子 参照

輸出者
の方向け
冊子

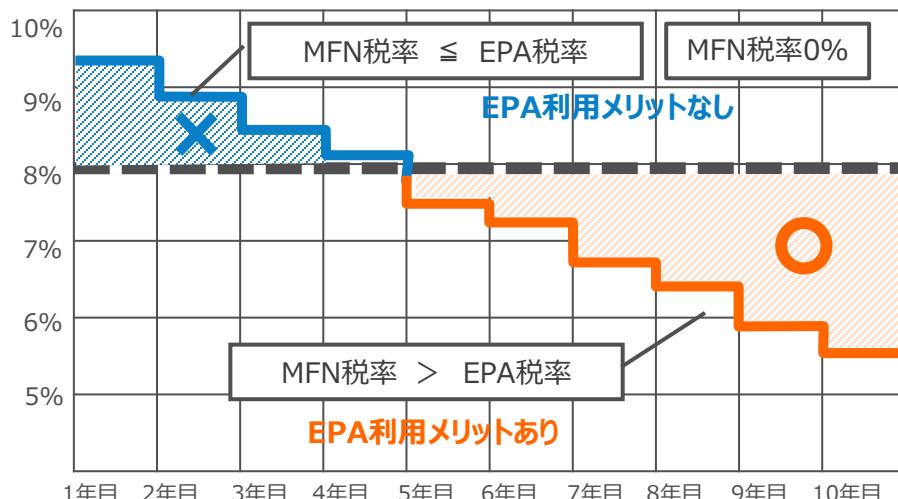
生産者
の方向け
冊子

フェーズ 1

EPA利用メリットの確認

EPAを利用すれば、必ず関税が下がるとは限りません。EPA対象外の品目であるケースや、EPAによる減免対象品目であってもすぐに0%になるのではなく、段階的に関税率が引き下がっていくケースもあります。そのため、通常の関税率（MFN税率）とEPAを利用した場合の税率（減免税後の税率=EPA税率）を比較して、EPAを利用するメリットがあるかどうかを確認する必要があります。

また、同じ仕向国でも複数協定が利用可能な場合もあります。この場合には、より低い税率を適用できる協定や、原産地規則を満たしやすい協定を確認して選択することが重要です。



標準フォーム 1 記入することで、EPA利用の判断をスムーズに進めることができます！



業界ポイント

EPAを実施する前に、各国のMFN税率を必ず確認！
中にはMFNが既に0%になっている国もあり、この場合、EPAを使わなくとも関税はかかりません。

実務編

輸出者編

P8~P21

EPA利用確認シート	
記入日	
契約番号	
担当者名	
品番	
品名	
販路商場	
輸出港	
HSコード(輸入国別)	
通常税率 (%)	
二重認定制度	
利用可能協定	-
証明制度	-
EPA税率※	0.0%
EPAを利用しない場合の税率	
EPA適用時刻の税率	-
EPA適用による税率	-
備考欄	

* 輸出時に低い場合は、EPA適用不可（EPA適用はなしを選択）
** 輸入において適用時に適用するHSコード（最終税率次回）を記入
*** ECEPにおいて、輸入国がオーストラリア、ニュージーランドの場合には、自己証明制度を利用できます（2022年1月現在）

フェーズ 2

日本の原産品であることの確認・立証

EPAを活用するためには、対象品が関税削減の対象品目であることを前提として、**产品が原産品の基準を満たすこと**が必要です。

「产品が原産品の基準を満たすこと」とは？？

EPAを利用しようとする产品が、以下の「原産品の3つのルール」をすべてクリアしていることを指します。

EPAにおける原産品の考え方

業界特有事項あり

- ①日本で最終製造・生産されている
- ②品目別原産地規則をクリアしている
- ③根拠書類で立証されている

= 原産品

EPAを活用するためには、正しい产品の生産情報をもとに原産品を適切に証明する必要があります。

標準フォーム2、3、4 原産品の基準をクリアしているかどうかを効率的に確認することができます！



業界ポイント

繊維製品の原産性を判断するための主なルールである、「CTCルール」と「SPルール」それについて詳細に解説しています！

実務編

輸出者編
生産者編

P22~P66
P5~P17

The form consists of three main sections:

- 证明用（情報）**: Information section containing fields for:
 - (2) 製作業者氏名 (Name of manufacturer)
 - (3) 製作業者品番 (Manufacturer's code)
 - (4) 製作業者電話番号 (Phone number of manufacturer)
 - (5) 製作業者電子メール (Email of manufacturer)
 - (6) 承認者氏名 (Name of approver)
 - (7) 承認者電話番号 (Phone number of approver)
 - (8) (9) : どちらか入力 (Input either 8 or 9)
- 繊維及び同製品に係る生産内容證明書 (Proof of production content for fiber and related products)**: A large section containing:
 - 会社名 (Company name)
 - 代表者名 (Name of representative)
 - (法人登記) (Registration of legal entity)
 - 前略名 (Trade name)
 - 後略名 (Business name)
 - 品名 (Product name)
 - HSコード (HS code)
 - 下記の箇所にて、事業の相違ないことを証明します。 (I hereby declare that the above information is true and accurate.)
 - 生産工場名 (Production factory name)
 - 生産工場内訳 (Details of production factory)
 - 主産工場 (Main factory):
 - 主産者名 (Name of main producer)
 - 工場名 (Factory name)
 - 工場所在地 (Address of factory)
 - 生産量 (Production volume)
 - 生産年 (Year of production)
 - 生産月 (Month of production)
 - 生産日 (Date of production)
 - 生産者名 (Name of producer)
 - 工場名 (Factory name)
 - 工場所在地 (Address of factory)
 - 生産量 (Production volume)
 - 生産年 (Year of production)
 - 生産月 (Month of production)
 - 生産日 (Date of production)
 - 支産工場 (Sub-factory):
 - 支産者名 (Name of sub-producer)
 - 工場名 (Factory name)
 - 工場所在地 (Address of factory)
 - 生産量 (Production volume)
 - 生産年 (Year of production)
 - 生産月 (Month of production)
 - 生産日 (Date of production)
 - 使用材料の概要 (Summary of raw materials)

フェーズ 3 証明書の入手/作成

第三者証明制度の場合

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。実務者編で、具体的な操作方法を記載しております。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」より画像引用
(https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf)

自己証明制度の場合

利用する協定が自己証明制度である場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。

標準フォーム5 自己証明制度の場合にご利用ください

<p>English version</p> <p>(Period: from to⁽¹⁾)</p> <p>The exporter of the products covered by this document (Exporter Ref.) that, except where otherwise clearly indicated, these products are of....</p> <p>(Origin criteria used⁽⁴⁾)</p> <p>(Place and date⁽⁵⁾)</p> <p>(Printed name of the exporter)</p>	<p>Certification of Origin⁽¹⁾ <small>(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership) = CPTPP</small></p> <p>1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address: <small>This field can be left blank if no information is available by producer and/or exporter's names.</small></p> <p>2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address: <small>This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, this field can be left blank if no information is available by producer's names. It is recommended to provide this information to ensure confidentiality may stay available upon request by the importing authorities.</small></p> <p>3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address: <small>This field can be left blank if importer's unknown.</small></p> <p>4. Description of goods: <small>HS code classification - service numbers (use the certification of origin column to indicate which service number corresponds to each stage shipment of a good and if the number is known.) (e.g., H2202)</small></p> <p>5. Blaster Period: <small>If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months, please indicate the start and end dates of the period.</small></p> <p>6. Other: any other applicable origin criteria or other indications:</p> <p>7. Certification: <small>I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained herein is accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to verify certification.</small></p> <p>Date: _____ Name: _____ <small>Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: CExporter CProducer</small></p> <p>Origin Certification Document⁽²⁾ <small>(Australia-Japan Economic Partnership Agreement) = AJEPA</small></p> <p>1. Exporter's/Producer's Name and Address: a. _____ b. _____ c. _____ d. _____</p> <p>No.⁽³⁾ 2. Description of goods: <small>Indication of general industry number and kind of packages made and numbers on packages weight (gross or net weight), quantity (quantity unit or other measurements (ton, m³, etc.) service numbers) and dates, or sufficient details to identify the consignment.</small></p> <p>Declaration of Origin^{(3) (4) (5) (6)} <small>(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement RCEP) = RCEP</small></p> <p>1. Exporter's name, address (including country name) and contact phone or e-mail address: <small>RCEP member countries (Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, Japan, Lao PDR, Malaysia, Mongolia, New Zealand, Philippines, Singapore, Thailand, Viet Nam)</small></p> <p>2. Producer's name, address (including country name) and contact phone or e-mail address: <small>RCEP member countries (Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, Japan, Lao PDR, Malaysia, Mongolia, New Zealand, Philippines, Singapore, Thailand, Viet Nam)</small></p> <p>3. Importer's name, address (including country name) and contact phone or e-mail address: <small>RCEP member countries (Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, Japan, Lao PDR, Malaysia, Mongolia, New Zealand, Philippines, Singapore, Thailand, Viet Nam)</small></p> <p>4. Description of the goods: <small>HS Code - service numbers (use the certification of origin column to indicate which service number corresponds to each stage shipment of a good and if the number is known.) (e.g., H2202)</small></p> <p>5. Origin and production information: <small>Indication of general industry number and kind of packages made and numbers on packages weight (gross or net weight), quantity (quantity unit or other measurements (ton, m³, etc.) service numbers) and dates, or sufficient details to identify the consignment.</small></p> <p>6. Remarks: <small>(If applicable)</small></p> <p>7. Information on original Proof of Origin in the case of a back-to-back Declaration of Origin (RCEP) <small>(RCEP member countries)</small></p> <p>8. The undersigned hereby certify that the above details and statements are correct and that the goods specified in the Declaration of Origin are in accordance with the rules of origin of Chapter 3 (Trade in Goods) of the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These proofs are expandable _____ (producer) _____ (importing country) _____ (importing country)</p> <p>9. Date of Declaration (Year/Month/Day): _____ Use of the markings: _____ (producer) Use of the name/s of the markings: _____ (producer) Address of the markings: _____ (producer) Remarks: _____ (producer)</p> <p>10. The undersigned _____ (producer) _____ (importing country) _____ (importing country) _____ (importing country) _____ (producer) _____ (importing country) _____ (importing country) _____ (importing country)</p> <p>11. (signature or stamp)</p> <p>In who has completed this origin certification document: CProducer</p>
---	--

実務編

輸出者編

P67~P77

EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



メール相談・対面相談

※回答：電話 or メール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: epa-desk@epa-info.go.jp



日本貿易振興機構(ジェトロ)

電話相談

※回答：原則メール

HP: <https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

企業登録や発給システムについて



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

TEL: 03-3283-7850

本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



株式会社東京共同トレード・コンプライアンス

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング 24階

<https://jaftas.jp/>

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、日本纖維産業連盟、日本化学纖維協会、日本纖維輸出組合、日本纖維輸入組合のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。